

学生の皆さん、保険料納付が難しいときは「学生納付特例制度」を利用しましょう！

国民年金は、日本に住んでいる20歳から60歳までの方が加入することになっており、学生であっても20歳以上であれば国民年金に加入して保険料を納めることとなります。

(平成25年度の国民年金保険料は月額15,040円です)

しかし、学生の方は、所得が少ない等の理由で国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合が多いため、在学期間中の保険料の納付を猶予する「学生納付特例制度」があります。保険料未納のままでいると、将来年金を受け取ることができない場合があります。納付が困難な場合、忘れずに手続きしましょう。

◎学生納付特例の対象となる方

大学等に在学する20歳以上の方で、本人の前年所得が118万円以下の方
※扶養家族がいれば基準額がかわります。

◎学生納付特例の手続きに必要なもの

- ① 学生証(写し可)または在学証明書の原本
- ② 印鑑

◎学生納付特例の申請手続き

- 学生納付特例の申請手続きは毎年必要です。
- 平成24年度において学生納付特例制度により、保険料納付を猶予されている方で、平成25年度も引き続き在学予定の方へ、3月下旬にハガキ形式の学生納付特例申請書が送付されます。同一の学校に在学する場合は、このハガキに必要最小限の記載事項を記入するだけで申請ができます。この場合は、在学証明書又は学生証は不要です。
- 平成25年度は学生納付特例を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付いたしますので、お手数ですがお近くの年金事務所にご連絡ください。

問い合わせ先

住民生活課

鳥取年金事務所

☎73-1415

☎27-8311

平成25年4月から難病等の方が、障害福祉サービスの対象となります。

平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、障がい者の定義に難病等の方が加わりました。

対象となる方は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となります。

対象者

対象疾患（関節リウマチ、パーキンソン病等130種）による障がいがあり、日常生活を送るうえで障害福祉サービス等を必要とする方。
※対象疾患に罹患していることが分かる証明書等が必要です。

受けられるサービス

障害福祉サービスの受給（ホームヘルプ、ショートステイ、デイサービス等）
日常生活用具の受給（特殊寝台、スロープ等）
補装具の受給（車イス、歩行器等）
※手続き、対象疾患など詳しくは、岩美町役場福祉課にお問い合わせください。

問い合わせ先

岩美町役場福祉課（岩美すこやかセンター内）
☎73-1333

ひとり親家庭の親の就労支援事業について

町では、安定した収入を得て自立するため、「就業につながる技術や資格を取得したい」というひとり親家庭の親に、技術や資格の取得にかかった費用等を助成する以下の事業を実施しています。どちらの事業も事前相談が必要です。

【高等技能訓練促進費】

看護師、介護福祉士などの経済的自立に効果的な資格取得のため、2年以上養成機関で修業する場合に訓練促進費を支給します。

○支給額：月額70,500円～141,000円（修業を開始された年度、世帯の課税状況により支給額が異なります。）

【自立支援教育訓練給付金】

ホームヘルパー講座など指定された教育訓練講座などを受講する場合に給付金が支給されます。

○支給額：受講料の20%相当額（上限100,000円、ただし4,000円以下は支給しません。）

※対象要件等詳しくは、福祉事務所までお問い合わせください。

問い合わせ先

福祉事務所 ☎73-1339